



Title	19世紀初頭カザフのハンに対するロシア帝国の政策：中ジュズにおけるハン並立体制の分析を中心に
Author(s)	長沼, 秀幸; NAGANUMA, Hideyuki
Citation	日本中央アジア学会報, 13, 1-24
Issue Date	2017-07-31
DOI	https://doi.org/10.14943/jacas.13.1
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88322
Type	journal article
File Information	JB013_001naganuma.pdf



19世紀初頭カザフのハンに対するロシア帝国の政策 — 中ジュズにおけるハン並立体制の分析を中心に —

長沼 秀幸

はじめに

本稿は、19世紀初頭のロシア帝国によるカザフ草原支配のあり方を、チンギス裔の代表者たるハン⁽¹⁾に対するロシアの政策という観点から考察するものである。特に、領域的にはおおむねカザフ草原の東半分を構成する中ジュズ⁽²⁾に限定し、同地における1816年のハン並立体制の成立過程を分析する。

本稿で使用する「ハン並立体制」という表現は、ロシア帝国が承認したハンが一つのジュズに二名並存している状態という意味で用いる。初めてロシア帝国に臣籍を宣誓した小ジュズのハン、アブルハイルが1748年にこの世を去ると、長子ヌラルがその跡を襲った。この時ヌラルは自らのハン位の承認をロシアに求め、ロシアはこれを受け入れた。これにより、一つのジュズにつき一人のハンをロシアが承認するという原則が確立した⁽³⁾。ロシアは、ヌラ

(1) ハンは、チンギス裔およびその他の首領層らのクリルタイ(集会)を通してチンギス裔の中から選出される。宇山[1999: 94–95]が解説しているように、ロシアの直轄統治に入る以前のカザフ草原に存在した政治体を「カザフ・ハン国」という「国家」とみなし得るかどうかという問題は、現在も論争中であり決着はついていない。仮に国家と規定した場合、ハンはその「君主」ということになるであろうが、①件の論争に決着がつかないこと、および②近代国家や定住民国家が想定する「君主」と混同されかねないこと、以上二点を理由に、本稿では安易にハンを「君主」と規定せず、ハンの説明として「チンギス裔の代表者」という表現を用いた。カザフ社会におけるハンの機能についてはЕрофеева [2007: 52–65]を参照。

(2) 本稿で使用する領域的概念について説明する。「カザフ草原」という言葉は18世紀よりロシア語史料で使用されるようになった「キルギス・ステップ(kirgizskaia step')」のことであり、領域的にはほぼ現在のカザフスタン共和国の領土に相当する。19世紀初頭のカザフ草原は、カザフ語で「ジュズ」と呼ばれる部族連合で構成されていた。このジュズには小・中・大の三つがあり(規模の大きさを示すわけではない)、それぞれ草原西部・東部・東南部を占めていた。ロシア語史料では「オルダ(ordā)」と表記される。部族連合を示すこれらの語は領域的な概念とは必ずしも言えないが、史料上特定のジュズ(オルダ)を示す時には領域に関する含意が看取できるため、本稿ではジュズ(オルダ)を領域的概念として使用する。

(3) 厳密には、この点に関してロシア・カザフ間で何らかの申し合わせが存在していたわけではなく、またロシア内部で、承認するハン的人数に関する法令が存在していたわけでもない。しかし、自らのハン位承認を求めたタウケ(中ジュズのハン、アブルマンベト(在位1739–71年)の息子)に対して、中ジュズではワリー以外のハンを承認することはしないとウファ・シムビルスク総督イヴァン・ヤコビ(在任1781–82年)が返答したという事例からもわかるように[Хафизова 2015]、18世紀後半の段階でロシアの行政官の間では、各ジュズにハンは一名という原則は共有されていたと考えられる。

ル以降の歴代のハンたちに、即位式において「麾下のキルギス・カイサク⁽⁴⁾を公正かつ平穏な状態に保つこと」を義務として負うことを彼らに宣誓させ⁽⁵⁾、草原における平穏の維持をハンたちに委託していた。

だが19世紀初頭に、「一つのジュズに一人のハン」という原則は放棄されることになった。1812年にヌラルの息子のボケイと、ヌラルの甥にあたるシェルガズが小ジュズのハンとしてロシアの承認を得たのである(第3章で後述)。そして1816年には、1782年より中ジュズのハンとして承認を受けていたワリーに加えて、ボケイという人物が新たに中ジュズのハンとして承認された(ワリーとボケイに関しては後述)。このように、ほぼ同時期にカザフ草原の東西でハン並立体制が成立し、ロシアの対ハン政策は新たな局面を迎えた。本稿はこのうち後者のハン並立体制に焦点を当て、それ以前の「一つのジュズに一人のハン」という原則をロシアが放棄するまでの過程を跡づける。

中ジュズのハン並立体制に関して、従来の研究では二つの見方が並存しているといえる。一つは、ミハイル・ヴァトキンやボリス・グレーヴィチの研究に代表されるように、ハン並立体制の成立をハン権力削減論の観点から論じるものである⁽⁶⁾。例えばヴァトキンは、当時ロシアの対中ジュズ政策を担っていたシベリア要塞線⁽⁷⁾司令官グリゴリー・グラゼナブの見解を引用し、ボケイを二人目のハンとして承認することでハンの権力を減退させることをロシアが狙っていたと主張している[Вяткин 1941: 235]。一方のグレーヴィチは、中ジュズのカザフたちがハン、ワリーに対していかなる敬意も払っていなかったという事実が、ハンの権力を減退させ、二人目のハンを擁立しようとするロシアを駆り立てたという見解を述べている[Гуревич 1979: 234]。

先行研究におけるいま一つの方向性が、中ジュズにおけるハン並立体制の成立をロシアによる分断統治政策として解釈するものである。分断統治とは、帝国が麾下の被支配集団を何らかの原理に基づいて分割し、それぞれの集団に与える権力に差をつけることで相互対立を醸成させ、帝国への敵対心を回避する政策のことである。この政策は帝国領内の異民族に対してロシアが用いた主要な統治技法の一つであり[松里 1998]、カザフに関連するものとしては、18世紀前半のバシキールとカザフに対する分断統治政策が有名である[豊川 2006:

(4)「キルギス(もしくはキルギス・カイサク)」という語は、ロシア語では1925年まで「カザフ」の意味で用いられた。本稿では、史料引用の際にはこれらの語を用い、本文では「カザフ」と表記する。

(5) 1749年2月、ヌラルのハン即位式における宣誓文草案[МИПСК 1960: 40]。

(6) ハン並立体制だけではなく、一般的に、ロシアの対ハン政策の主眼は現地社会におけるハン権力の削減にあったと考えられている。小ジュズに関しては Зимапов [2009 (1960): 98–99] や Васильев [2015: 162] を、中ジュズに関しては Хафизова [2015] を参照。

(7) イルティシュ要塞線のことである。ロシア語史料中では、イルティシュ川沿いに建設された要塞線を「シベリア要塞線」と記すことが多い。以下、本稿でもそのように表記する。

441–443; 豊川 2016: 124–126, 145–147]。そして、ワリーとボケイのハン並立体制についても同様の論理で理解されているといえる。すなわち、ロシアがボケイのハン位を承認したのは、彼をワリーと競合させるためであった[Eрофеева 2001: 174–175; Касымбаев 2010b (2000): 298]。

これらの先行研究における問題点として、ハン権力削減論に関してヴァトキンがグラゼナプの書簡を引用している他には[Вяткин 1941: 235]、史料の裏づけが不十分であるという点を指摘できる。ヴァトキンが主張するハン権力削減論に関しても、そもそも19世紀初頭のロシアがハンの権力の低下により草原におけるキャラヴァン交易が大きな被害を受けることになるという危機感を抱いていた事実を踏まえると⁽⁸⁾、当時のロシアの行政官が無条件にハンの権力低下を歓迎していたとは考えにくく、さらなる検討の余地はあるだろう。ただ、この問題に関しては、史料の不足のため本稿では割愛し、別稿に譲りたい。

本稿で特に批判的に検討したいのは、分断統治論に関してである。第1章で触れるように、たしかに、ロシアはハン、ワリーと対立する勢力を利用することが中ジュズ統治の効果的な手法の一つであると考えていた。このことは一見すると、現行のハン、ワリーに対してボケイをけしかけようとする分断統治的政策とみなし得る。しかし、ワリーとボケイの間に対立関係が存在していたように見受けられる一方で⁽⁹⁾、両者を反目させる施策を実際にロシアがとっていたという事実は必ずしも史料から読み取ることができない。この点を踏まえると、ロシアがハン並立体制という統治技法を選択するに至った背景として、単純にハン同士の反目を狙ったものとして解釈することには慎重にならなければならず、19世紀初頭のロシアが草原において互いに対立する勢力を利用しようとしたことの意味をより深く掘り下げて考える必要があるだろう。

このような問題関心のもと本稿では、1816年に成立したワリーとボケイのハン並立体制の成立過程を、①ワリーの権力に関するロシア側の認識、②ボケイのハンとしての適格性に関するロシア側の認識、以上二つの側面から分析することで、なぜロシアがそのような統治技法を採用したのかという問題を明らかにする。第1章では、1782年のハン就任後のワリーの動向と、彼の動きに対するロシアの認識を整理する。これにより、ハン位の承認を求めた1812年のボケイの請願をロシアが受け入れる素地が、どのように形成されていったのが確認できる。第2章では、ボケイがハン位の承認を請求してから実際にハン並立体制が成立するまでの過程を追う。ここでの着眼点は、ボケイのハンとしての適格性を判断するためにロシアが用いた指標である。この作業を通して、単なるワリーの対立勢力としてボケイが利用

(8) 1816年12月2日、グラゼナプから外務参議会議長カルル・ネッセリローデ宛の報告書[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 29–30^{об}]。

(9) 1811年のボケイからアレクサンドル1世宛書簡をみると、ボケイはワリーによるキャラヴァン隊の略奪を非難している[ЭНКПЕ-2 2014: 465–466]。

されたわけではなかったことが明らかとなる。第3章では、前章までの議論に基づいて、従来の研究では見過ごされてきた、ハン並立体制という統治技法そのものの特徴を指摘する。

以上の諸点を論じるにあたって、本稿では公刊史料に加えて、ロシア国立歴史文書館に収蔵されている未公刊史料を利用する。特に、ロシア国立歴史文書館所蔵の第1291フォンド第81オーピシ内の第3、46チェーロの二つを重要な史料として利用する〔РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 3; РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46〕。このフォンドは内務省地方統治局のもので、中でも第81オーピシはカザフやバシキールなどの諸民族にかかわる諸文書群で構成されている。第3チェーロは1803–10年頃のワリー・ロシア関係についてのまとまった行政文書群であり、ワリーに対するロシアの認識を分析するために有用である。一方の第46チェーロは、ボケイのハン位承認にかかわる行政文書で構成されている。以上の史料は、原文がカザフ語で記されているものも存在するが、筆者の語学力の問題から基本的にロシア語訳を使用し、引用する場合にはその旨明記する。

1. ハン、ワリーに対するロシアの不信感と対ワリー政策

1-1. ワリーのハン位承認とワリー・ロシア関係の悪化

ワリーは、カザフスタン史上名君の一人に数えられるハン、アブライの長子であり、コクシェタウ山周辺地域に遊牧地を構えていた。1780年に父アブライが亡くなると、翌年ロシアにこのことを報告した。報告の中では、父の跡を襲いハン位に就くことを承認するよう求めた。ロシアは、ワリーが中ジューズ全体からアブライ死後のハン候補として考えられていたことや、ロシアに対する「忠誠心」や友好的な態度を重視し⁽¹⁰⁾、彼の請願を受け入れた。そして、1782年にペトロパヴロフスクにおいてハンの即位式が行われた。

だがロシアの行政官の中には、ワリーのハン位を承認する当初から、彼の気質に対して警戒感を抱いているものも少なくなかった。1781年12月31日にウファ・シムビルスク総督ヤコビが外務参議会（外務省の前身）に宛てた報告書によると、ワリーは父のアブライ同様、「強情で、不遜で、気まぐれ」な人物であった〔КРО 1964: 106〕。後のシベリア総督ミハイル・スベランスキーも同様の評価をしている。彼は、ロシアと清朝の双方に臣属したワリーの意図を⁽¹¹⁾、「気の向くままに振る舞うためである」と否定的にとらえている⁽¹²⁾。以上のように、ワ

⁽¹⁰⁾ 1781年1月27日、アブライ付き書記官ヤグダ・ウスmanoフの口述記録〔ИКРИ-6 2007: 141〕。

⁽¹¹⁾ ワリーはロシアからのハン位承認に先立って、清朝からは汗爵を授与されている。その後も清朝宮廷に遣使を送るなど、ロシアの意にそぐわない振る舞いを繰り返した。後述するキャラヴァン交易の妨害に加えて、このような二重臣属状態もロシアの不信感を醸成した。ワリーと清朝の関係についてはNoda [2016: 73–76] および Хафизова [2015] を参照。

⁽¹²⁾ 「キルギス・カイサクおよびシベリア要塞線に住むその他のアジア諸民族について」(作成年月日不明)〔РГИА Ф. 1264 Оп. 1 Д. 319 Л. 12^{об}–13〕。

リーを評価する者とそうでない者の両方が存在したが、全体としては、好感よりも不信感の方が優勢であったように見受けられる。

当然、ワリーの「不遜な」振る舞いは、しばしばロシアにとって不都合なものとして映った。このことを示す最たる例が、キャラヴァン交易の妨害である。ワリーが拠点としていたコクシェタウ山周辺地域には、ロシアと清朝・中央アジア諸国間の交易の拠点であったペトロパヴロフスク要塞があり、同要塞を訪れる諸外国のキャラヴァン隊、および同要塞からそれらの国々へ向かうキャラヴァン隊は必然的にワリーの遊牧地を通過することになった。このような事情から、ロシアはワリーを自らの影響下に置き、彼にキャラヴァン隊の護送を担わせようとしていたが、ワリーは必ずしもロシアの思惑通りには動かなかった。自ら略奪を行うだけでなく、小ジュズのハン、ヌラルの弟エラルに、ロシアの要塞線地帯での略奪を教唆したりもした⁽¹³⁾。

以上のような状況は、19世紀初頭の段階でも変わらなかった。1808年6月23日にシベリア要塞線司令官グラゼナプ(在任1807-19年)が外相ニコライ・ルミャンツェフ(在任1808-14年)に宛てた報告書には、ワリーが自身の遊牧地を通過するキャラヴァン隊へ略奪を働いた旨が記されている[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 3 Л. 64]。このようなワリーの振る舞いに関して、彼が起こした問題を現地で処理しなければならなかったグラゼナプの怒りは相当なものだったようで、ルミャンツェフに宛てた別の報告書ではワリーを「根っからの略奪者」と表現している[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 3 Л. 69⁰⁶-70]。

ワリーとグラゼナプの間でやりとりされたその後の書簡は、いずれも相手に対する不信感に満ちており、両者の関係が時とともに冷却化していく過程が見てとれる。一例を挙げると、1809年に弟のシャムハメトを通じてグラゼナプに届けられた書簡の中で、ワリーは、エカチェリーナ2世、パーヴェル1世の治世にはカザフとロシアは友好関係を築いていたが、現在のアレクサンドル1世の治世になってから、ロシア側からカザフに対する「襲撃や略奪」が増加したと非難している[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 3 Л. 78-78⁰⁶]。

これに加えてワリーは、コサックが要塞線を越えて草原内に入り込むことを禁止するようにもグラゼナプへ要求した⁽¹⁴⁾。グラゼナプは、「もしこの要求が満たされない場合には、ワリーと彼に服属するオルダは遊牧地を求めて別の場所へ」拠点を移すつもりであるというワリーの脅しを政府に伝えており[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 3 Л. 65⁰⁶]、ワリーがロシアに対して不満

⁽¹³⁾ 1788年5月25日、国家評議会議事録[АГС 1869: 911]。エラルとワリーは協力関係にあったようである[Касымбаев 2010a (2000): 174]。

⁽¹⁴⁾ より具体的には、草原内で漁業に従事することをやめさせるように求めた[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 3 Л. 65-65⁰⁶]。ロシアの法律では、1801年の勅令でシベリア要塞線を越え、草原内の湖にて漁業を営む権利がコサックに与えられていた[РГИА Ф. 1264 Оп. 1 Д. 319 Л. 6-6⁰⁶]。

を抱いていたことがわかる。一般論として、ロシアと臣属関係を結んでいるカザフが遊牧地を変えることは、ロシアにとって少なからぬ打撃であった。というのも、ロシアは草原を通過するキャラヴァン隊の護送を彼らに委託しており、護送なしには隊商が草原を通過することは不可能であると考えられていたからである。ロシアはキャラヴァン隊の安全を確保するために、様々な褒賞を授与することによって彼らを自らにつなぎとめようとしていた〔長沼2015: 202-204〕。おそらく、ワリーはこのようなロシアの認識を熟知しており、自らが遊牧地を移動させるという脅しが、交渉カードとして十分機能すると考えていたのであろう。以上のように、ロシア側とワリーの主張はしばしば対立し、相互に不信感が醸成されていった。

1-2. ロシアの対ワリー政策

ロシアは、「根っからの略奪者」とまで形容するようになったワリーを、対中ジュズ政策の中でどのように位置づけていたのであろうか。前提として確認しておきたいのは、小ジュズの統治体制と比較した時、1820年代以前の中ジュズには、ロシアが導入したカザフ統治のための司法・行政制度が存在していなかったという事実である⁽¹⁵⁾。つまり、19世紀初頭のロシアの中ジュズ政策はハンの裁量に大きく依存していた。ロシアは草原におけるワリーの権力を利用することで、草原の秩序を保とうとしていたのである。

しかし、前述のように、現行のハン、ワリーはしばしばロシアに害を為しており、ロシアにとって彼の振る舞いはすでにハンとしてのあるべき姿ではなかった。注意すべきは、ロシアはワリーの言動に対して不信感を抱いていたものの、自らが承認したハンを廃位させようとはしなかったという点である。ロシアは、自身にとって都合の悪いワリーの振る舞いを、「忠告、説諭、そして必要に応じた恫喝によって」改めさせることができると考えていたからである⁽¹⁶⁾。

ロシアのこのような楽観的な姿勢の背後には、ワリーが主導する略奪への警戒感とは裏腹に、1820年代以前のロシアが、実のところ中ジュズにおける略奪の根絶を目指してはいなかったという事情がある⁽¹⁷⁾。このため、ワリーが草原内で引き起こした問題は、例えばキャラヴァン隊への襲撃のようにロシアに直接的に被害を及ぼす場合には賠償請求などによって解決が図られたものの、そうでない場合には特に干渉する必要は認められていなかった〔Гавердовский

⁽¹⁵⁾ もちろん、一度も司法・行政制度が導入されなかったわけではない。例えば、1795年に、当時シベリア要塞線で勤務していた陸軍少将 Ia. ボウヴェルが上申した改革案を挙げることができる。彼は、ペトロパヴロフスク要塞（当時の名称は聖ペトル要塞）とハン、ワリーの本営に一つずつ「法廷 (sud)」を設置し、国境地帯および草原内で発生する係争を解決する制度の創設を提案した。ただ、1798年に導入された「法廷」は1801年に廃止されている。ボウヴェルの提議に関しては『カザフスタン史』〔Абиль 2010 (2000): 275〕および Васильев [2014: 174-175] を参照。

⁽¹⁶⁾ 1792年12月9日、国家評議会議事録〔АГС 1869: 917〕。

⁽¹⁷⁾ 『キルギス・カイサクおよびシベリア要塞線に住むその他のアジア諸民族について』（作成年月日不明）〔РГИА Ф. 1264 Оп. 1 Д. 319 Л. 3-3^{об}〕。

1803: 399]。外務省は1809年4月13日付けのグラゼナブ宛書簡の中で、対中ジュズ・カザフ政策の基本方針に関して、「キルギスはある程度の従属状態に保っておくためには、適切なタイミングで恐怖を与え、また礼節を以って慰撫することが最善の策である」と述べている[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 3 Л. 85]。つまり、ロシアは中ジュズのカザフに対して、交易を阻害しない「ある程度の従属状態」を求めていたのであり、ハンに就任した当初からロシアに損失を与え続けてきたワリーも、「恐怖」と「慰撫」によって最終的には統御可能であると考えられていたのである。

そして、そうした距離感を保つために必要と考えられた、ワリーに対する具体的な施策が、①俸給の支給・停止、②ワリー陣営の有力者のロシア側への引き込み、そして③ワリーに対立する勢力の「巧妙な活用」であった。これらの手段を講じることで略奪の頻度が減少すると考えられた[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 3 Л. 85–86⁰⁶]。実際には、外務省が提案するこれらの施策の中で、そのまま実行に移されたのは①のみであった⁽¹⁸⁾。②に関しては、筆者が参照した史料から、そのような政策が実施された事実は確認できなかった。

③の施策は、本稿冒頭で紹介した分断統治的手法である。ただし、「巧妙な活用」の具体的内容については史料では一切言及されていないため、この施策がワリーとその他の勢力の対立を煽ることを意図していたものと即断することはできない。とはいえ、外務省の提言後にロシアが選択したのは、③と類似し、先行研究では分断統治として理解されている、ワリーとボケイのハン並立体制であった。そこで次節では、ボケイがハン位承認を要求した1812年から、実際に承認される1816年に至るまでの過程を追う。この作業を通して、なぜボケイがハンとして適格であるとみなされたのかという点、および彼のハン位承認が実際に分断統治の原則に基づいてなされたものであったのかどうかという点について考察する。

2. ボケイのハンとしての適格性

2-1. ボケイのハン位承認

本節で扱うボケイは数多くの文献で言及されるものの、そのほとんどがハン並立体制にかかわる文脈であり、彼個人の活動については不明な点が少なくない。伝承によると、1749年に父バラクの指示でトルキスタンを離れ、カザフ草原北部に遊牧地を移した。1750年代初頭には、ジュンガルとの戦闘に積極的に参加し、軍事指導者としての名声を高めたようである[Ерофеева 1997: 132–133]。ただ、18世紀半ばにカザフ草原北部へ拠点を移したという話

⁽¹⁸⁾ 俸給の支給・停止は、「当局に対する然るべき服属状態を恒久的に維持するため」に行われたものだった[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 3 Л. 2–2⁰⁶]。実際にロシアは、ワリーの身勝手さに対する処罰として1800年から1806年まで俸給の支給を停止した[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 3 Л. 2–2⁰⁶, 7]。

を事実とすることには慎重であるべきだろう。というのも、ボケイは1787年にシベリア要塞線司令官オガリョフに宛てた書簡の中で、現在の遊牧地に移動してきたのは最近になってからであると述べているからである〔ЭНКПЕ-2 2014: 464〕。加えて、ボケイの兄ダイルが、1781年6月29日の書簡の中で、「[バラクとアプライの治世には]私たち[=バラクの息子たち]は若年であったこともあり、トルキスタンに居を構えておりました。中キルギス・オルダにはかなり最近になってやってまいりました」と述べていることから〔ГАОО Ф.3 Оп.1 Д.176 Л.424–424^{об}〕、ボケイやダイルがロシアの要塞線からはるか南方のトルキスタン周辺に拠点を置いていたことがわかる⁽¹⁹⁾。

筆者が参照した史料に拠る限り、ボケイとロシア当局との接触は1780年頃から始まっている。ボケイは、自身の遊牧地を通過するロシアやブハラなどのキャラヴァン隊の護送をたびたび引き受けており〔ЭНКПЕ-2 2014: 463–464; Бурнашев и Поспелов 1800: 156–157; Гавердовский 1803: 347〕、当初よりロシアと良好な関係を築いていたことがうかがえる。加えて、「[ボケイは]ハンに匹敵するほどオルダにおいて敬意を払われている」という報告が示すように〔Гавердовский 1803: 346〕、カザフ草原南方におけるボケイの影響力は小さくなかったことも、ロシアがボケイと良好な関係を築こうとした一つの動機だったと考えられる。

ただ、当時のハン、ワリーと比べるとボケイがロシアと交わした書簡の数は少なく、必ずしも両者が頻繁に接触していたわけではなかった点には注意すべきである。両者の接触頻度が少なかったことの要因としては、ボケイの遊牧地がシベリア要塞線の諸都市から遠く離れていたという地理的な理由が最も大きなものと推測される。すでに触れたように18世紀末から19世紀初頭のシベリア当局はカザフの内政に干渉することを極力控えていたので、キャラヴァン隊などがボケイの遊牧地を通過する場合を除けば、ロシアがボケイに対して影響力を行使する必要性はそこまで大きくはなかったものと考えられる。

そして、このような両者の関係が大きく変化する契機となったのが、1811年に行われた、ロシアからコーカンド・ハン国へのキャラヴァン隊の派遣であった。当時、ロシアとコーカンド・ハン国の間に正式な通商関係はなく、ロシアもコーカンドも通商関係の締結を望んでいた〔中村 2012: 4–5〕。このような状況の中で、グラゼナブはスヴェシュニコフ家の商人イヴァンとアキムにキャラヴァン隊を組織させ、ペトロバヴロフスクからコーカンドへ派遣した〔Халфин 1974: 223; 中村 2012: 3〕。グラゼナブの指示でキャラヴァン隊には14等文官クルマメト・マメディヤロフという人物が通訳として同行した。彼に課せられた任務は、キャラヴァン隊がボケイの遊牧地に到達した後、ボケイの息子ガズに隊の護衛を依頼することで

⁽¹⁹⁾ 18世紀末から19世紀初頭にかけてボケイの遊牧地周辺を訪れたロシアの人々は、彼がトルキスタンからタシュケント方面に20ヴェルスタ離れたところにあるイカン(Ikan)に居を構えていると伝えている〔Телятников и Безносиков 1796–97:162; Гавердовский 1803: 400〕。

あった〔BIIP-6 1962: 185〕。結果的にこの試みは成功した⁽²⁰⁾。

このキャラヴァン隊の派遣がロシア・ボケイ関係の画期とみなし得るのは、この時にボケイが示した、キャラヴァン隊の護送というロシアに対する「忠誠心」が、後に中ジユズのハンとしての承認を要請する一つの根拠となったからである。そして、この要請は 1812 年になされた。以下本節では、彼が二人目のハンとして承認を受けるまでの過程を追う。

2-1-1. ハン位承認の請求から承認まで

1812 年、自らのハン位の承認を求める書簡が、ボケイより皇帝アレクサンドル 1 世宛てに送られた。その中でボケイが強調しているのは、①ロシアがクルマメト・マメディヤロフをコーカンド・ハン国に派遣した際に、ボケイの息子ガズに護送させたこと、②ボケイの父ハン、バラクは先代の皇帝たちに忠誠を尽くしており、そうした関係を自らも継続したいという希望、そして③自らの祖先が「七代前から途切れることなくハンであった」という家系の高貴さ⁽²¹⁾、以上三点であった⁽²²⁾。

この書簡に対する皇帝の返答は、外相ルミャンツェフ経由でなされた。返答の中でルミャンツェフは、ロシアとコーカンド・ハン国の通商関係の開拓にボケイが貢献したことをアレクサンドル 1 世が高く評価し、その関係者に褒賞品を授与する意向である旨を伝えた。一方で、ボケイが要請したハン位の承認については「時宜を見てシベリア要塞線長官から許可が与えられるだろう」と述べるにとどまり、すぐには承認されず、その具体的な日にちについても保留とされた⁽²³⁾。以後、中央政府と現地当局との間でボケイの要請に関して本格的な議論がなされることになる。

まず、1812 年 2 月 14 日付けの書簡で外相ルミャンツェフからグラゼナブに対して、現地での状況を調査するよう指令が出された。具体的な調査項目は以下の通りである。ボケイのハン位承認

(20) ロシア・コーカンド間の通商関係についても、その後アレクサンドル 1 世とコーカンドの君主ウマル・ハン(在位 1810–1822 年)との間で書簡のやり取りがなされ、両国間の通商関係が締結された。その後のロシア・コーカンド関係の展開については中村 [2012] および Халфин [1974: 222–235] を参照。

(21) この史料中では必ずしも明示的ではないが、現ハンのワリーとの差異化の意図があったと考えられる。というのも、ボケイの兄ダイルは 1781 年にウファ・シムビルスク総督のヤコビ(在任 1781–83 年)に対して、本来アブライはハンにはふさわしい人物ではなく、父バラクの死後ハンとなるべきは自分であったという主張を行っている [野田 2011: 144–145]。彼がハンとして承認されることはなかったが、こうしたダイルの主張から読み取れるのは、中ジユズのハンは、アブライ裔ではなくバラク裔であるべきだという家系意識である。したがって、ダイルと同様の家系に属すボケイも、アブライ裔のワリーよりも自らの家系の方がよりハン位にふさわしいと考えていたとしても不思議ではない。ただし、ボケイがワリーの廃位を求めていたわけではなかった点には注意すべきである。なお、ダイルは同様の主張を清朝に対しても行っている [Noda 2010: 141–143]。

(22) ロシア語訳を使用した [РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 1–2]。この史料には作成年月日が記されておらず、扱いには注意が必要である。詳しくは脚注 29 を参照。

(23) 1812 年 2 月 12 日付け、ルミャンツェフからボケイ宛ての書簡 [РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 4–5]。

を皇帝に上奏するために、①ボケイのハン位就任に関するカザフたちの希望、②中ジュズにおいてボケイが有している影響力の大きさ、そして③ハン位を承認することでロシアの国庫に「無用な」損失が生じるか否かという点(すなわち、彼に支給する俸給が無駄にならないかという点)、以上三点を「自らの手で然るべき人物から信頼に足る情報を集めるべし」とされた⁽²⁴⁾。

グラゼナブはこの指令を受け調査を行い、2年後の1814年11月20日付けの報告書で、外務参議会議長イヴァン・ヴェイデメイエル(在任1814-16年)に自らの見解を述べた。まず、彼は報告書の中で、ボケイが使者として息子のチングスと孫のアリーをグラゼナブのいるオムスクへ派遣し、「13の郷⁽²⁵⁾のキルギスによって」ボケイがハンに推戴された旨を伝えてきたと述べている[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 76]。続いて、「いくつかの信頼に足る情報によって、中オルダ・キルギスの13郷全てが、私の手助けも一切なく、満場一致でスルタン、ボケイ・バラクハノフを選出し、ハン位に就けた」と報告している[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 76⁰⁶]。

最後に、グラゼナブは現在のハンであるワリーとの対比で、いかにボケイがハンとして適格であるかを次のように説明した。

同じく中オルダのハンであるワリーは、以前にもわたくしから申し上げました通り、自らがハンとして統括するキルギスにとって、非常に脆弱な君主であります。[中略]明らかに、ワリーは日に日に彼らに対する支配力を喪失しております。推測するに、ハンとしての名声はもうあと少ししかもたないでしょう。[一方、]現在まさにハンとして推戴されたボケイ・バラクハノフは、中オルダのキルギス・ステップのいたるところで昔から尊敬を集めております。彼はロシアの利益のために献身的であり、わたくしがシベリア要塞線の司令官として勤務している全期間において、ロシアの息子として理性的に振る舞っておりました。[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 76⁰⁶-8]

ここから読み取れるように、グラゼナブは、ボケイが他のカザフから受けている尊敬、彼のロシアに対する恭順な姿勢を評価していることがわかる。そして、このようなボケイのハンとしての素質は、当時ロシアと関係を悪化させていたワリーとの対照でより魅力的なものとして映った。すなわち、ワリーが属民に対する影響力を喪失し、ロシアに不利益を与え続け、もはやハンとしての適格性を欠いていたのに対して、ボケイはハンに必要な指標、すなわち属民からの「尊敬」とロシアへの「忠誠心」をどちらも満たしていた。グラゼナブは同文書の中でヴェイデメイエルに対し、前外相のルミャンツェフがボケイをハン位に就けるべきであると考えていた点も強調し、ボケイのハン位承認を強く後押しした[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 76-76⁰⁶]。

⁽²⁴⁾ 1812年2月14日付け、ルミャンツェフからグラゼナブ宛ての書簡の写し[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 12⁰⁶-13]。

⁽²⁵⁾ ロシア語史料で volost' と記される、遊牧単位の一つである。なお、郷の下位区分としてアウル、さらにその下には「世帯」を意味するキビトカ(もしくはユルタ)がある。

ボケイの適格性に関するグラゼナブの見解は、すぐに中央政府の間でも共有された。グラゼナブは前述の報告書の中で、事が順調に進むようヴェイデメイエルに協力を依頼していたが〔РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 76⁰⁶〕、実際にヴェイデメイエルは当時外務報告官 (dokladchik) を務めていたカルル・ネッセリローデに宛てた報告書の中で、ボケイのハン位承認について賛意を示している⁽²⁶⁾。これを受けて、1816年10月20日に行われた中央政府内の大臣会議にてボケイのハン位が承認され、同月31日に皇帝の裁可を受けた〔РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 19〕。以上の内容はグラゼナブより孫のアーネ経由でボケイ本人に通達され、ハン位を認める皇帝の勅諭および下賜品が届けられた〔РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 32-32⁰⁶, 37〕。

ここで次のことに注意を払いたい。それは、ボケイを二人目のハンとして承認する際に、現行のハン、ワリーが属民から受けている「尊敬」についての議論がロシア当局の間でなされた一方、彼のロシアに対する「忠誠心」についての議論がなされたという事実が史料上確認できないという事実である⁽²⁷⁾。ここまでの議論から推察されるように、おそらくロシアは19世紀初頭のワリーを「忠誠心がある」とはみなしていなかった。しかしこのことは、中ジュズでハン並立体制を構築する際に、彼にハンの一人名としての承認を与えない根拠とはならなかった。第1章で指摘したように、ロシアが「恫喝」や「慰撫」によってワリーは統御可能であると考えていたことが、ワリーの「忠誠心」の低さが特に問題とならなかった理由の一つであると考えられる。ボケイのハン位承認に際して問題となったワリーの適格性については、あくまでワリーが属民から受けている「尊敬」の低さのみであった。

2-2. ボケイは「中オルダ」の支配者か

ボケイのハン位承認プロセスを小ジュズを含めたその他のハンの場合と比較した時、最も特徴的なのは、彼が単純に「中オルダのハン」として規定されなかったという点である。厳密には、ボケイは「中オルダの中の13の郷のハン」であった⁽²⁸⁾。この事実は、これまでの研究でも言及されることはあったが〔ЭНКПЕ-2 2014: 462〕、それがロシアのカザフ政策上どのような意味を持っていたのかというところにまで議論は及んでいない。以下では、ハンとしての統括範囲が明確化されたことの意味について掘り下げて考えていく。

ワリーを含め、ボケイ以前に承認を受けたハンたちの多くは、「中オルダのハン」か「小オ

(26) 1815年5月24日付け、報告書〔РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 16-18〕。

(27) もちろん、1782年にワリーのハン位を承認する時には、彼が属民から受けている「尊敬」とロシアに対する「忠誠心」が、彼のハン位を承認する根拠として機能した。1781年1月27日、ハン、アブライ付き書記官ヤグダ・ウスmanoフの口述記録〔ИКРИ-6 2007: 141〕。

(28) アルタエフスカヤ、トゥルトウグリスカヤ、チャンチャロフスカヤ、バイプリンスカヤ、クチュモフスカヤ、ジャルンバラエフスカヤ、チャリンスカヤ、カリンスカヤ、キルグィゾフスカヤ、トブクリンスカヤ、タラクリンスカヤ、コンラトフスカヤ、カラブィコフスカヤの13郷である〔РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 10⁰⁶-11〕。

ルダのハン」として規定されていた。つまり、ボケイの場合には、ハンとして影響力を行使できる範囲がより明確に定められていた。このことは、彼をハンに据えるにあたってロシアがボケイの勢力範囲を見定めていたことを意味している。実際に、現地当局・中央政府・ボケイの間で交わされたいくつかの書簡をみると、ボケイに服属している属民たちについての具体的な情報が時とともにより明確になっていく過程が見てとれる。

まず、1812年にボケイがアレクサンドル1世に宛てた書簡(ロシア語訳)⁽²⁹⁾では、「中オルダのキルギス・カイサクたち全員が、一致してわたくしを自らのハンとして推戴したがっております」と述べている[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 1⁰⁶]。もちろん、実際にボケイを支持しているのは13の郷のみであり、文字通り「中オルダ」全体が彼をハンとして認めているわけではないだろう。本節で着目したいのは、実態ではなく表現の変遷である。

次に、1814年9月20日付けの、皇帝アレクサンドル1世に送られた、ボケイを推戴するカザフたちの上奏書(体裁上はボケイからアレクサンドル1世宛)を見ると、そこには「我々中オルダのアルゲン族に属す全てのキルギス・カイサクのビーたちは、ハン、ボケイ・バラクハノフを1814年7月14日にハン位に就けました」と記されている[РГИА Ф. 1291 Оп. 1 Д. 46 Л. 10⁰⁶-11]。そして、ボケイのハン位を認める郷とその首領たちの名前が具体的に示され、彼らのタムガ(印章)が押されている。それによると、アルゲン族に属す計13の郷がボケイのハン位を承認していることがわかる。このように、ハン位の承認を求めた最初の書簡では、「中オルダ」全体のハンに推戴されたと述べていたのが、今回の書簡では彼のハン位を承認するカザフの集団についてより具体的・限定的に明示されている。つまり、権力が及ぶ範囲を自ら明確化しているのである。そして、1814年のこの書簡以降、ロシアの側でも、ボケイを支持しているのは13の郷であるという認識が共有され、最終的に13の郷のハンとしてロシアからの承認を受けることになった⁽³⁰⁾。

以上のようなボケイの勢力範囲に関する表現上の変遷は、ルミヤンツェフが1812年2月14日付けの書簡の中でグラゼナブに指示した調査内容と密接に関連しているように思われる。

⁽²⁹⁾ この書簡は、エロフェエヴァが編纂した史料集に部分的に掲載されている[ЭНКПЕ-2 2014: 465-466]。彼女は、本稿で問題としている書簡が作成された日付を「1814年9月20日」としているが、これは1812年(日付は不明)の誤りである(1814年9月20日に1812年のものと同じ文書が再送されているのであれば誤りではないかもしれないが、そのような事実は確認できない)。エロフェエヴァと筆者が参照した史料[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 1-2]には、この文書が作成された正確な年月日は記載されておらず、これについては他の史料から間接的に読み取るしかない。筆者は、ヴェイデマイエルがネッセリローデに宛てた1815年5月24日付け書簡中の、「去る1812年に件のスルタン、ボケイが、当時オムスクにいた息子のスルタン、ガズ経由で、中オルダにおける自らのハン位承認を求めてきた」という記述に着目し[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 16]、本文書が作成された年代を「1812年」とした。

⁽³⁰⁾ 1815年5月24日、ヴェイデマイエルからネッセリローデ宛書簡[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 16-18]、および1816年10月20日、大臣委員会議事録[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 19-19⁰⁶]。

すでに触れたように、この書簡の中でルミャンツェフは、ボケイが属民から受けている尊敬と彼が持つ権力の実際に関して、信頼に足る人物から情報を集めるよう指示していた。史料の不足のため、現段階ではあくまで推測にしか過ぎないが、ボケイがアレクサンドル1世に宛てた1814年9月20日の書簡の作成に、ルミャンツェフの指示を受けたグラゼナブが関与した可能性は少なからずあるだろう。ボケイが当初は「中オルダ全体」を代表する存在として自らを位置づけていたにもかかわらず、その後あえて自らの権力が及ぶ範囲を狭めたのは、ボケイが統括できる範囲を知りたいロシア側から何らかの働きかけがあったと考えるのが自然だからである。そして、以上の情報を総合的に勘案し、中央政府は1816年にボケイを二人目のハンとして承認した。

2-3. 分断統治論の再検討

かくして、中ジューズにおけるハン並立体制が成立した。これは、現行のハン、ワリーの対立勢力であるボケイの活用を図るものであり、一見すると、通常考えられているような「分断して統治せよ」の原則が適用されたかにみえる。たしかに、かつてボケイの兄ダイルがアブライとその一族は本来ハンにはふさわしくないとロシアや清朝に対して主張したことや(脚注18参照)、ボケイがロシアに宛てた書簡の中でワリーによるキャラヴァン隊への略奪を告発していることなどを考慮すると(脚注9参照)、ボケイにワリーへの対抗心がなかったとはいえないだろう。

しかし、ここまでみてきたように、ボケイのハン位を承認するにあたってなされたロシア側での議論の重点は、いかにして彼とワリーの対立関係を利用し、煽るかという点ではなく、ボケイのハンとしての適格性を見極めるところに置かれていた。そして、属民からの「尊敬」とロシアに対する「忠誠心」というハンに必要な指標を満たしているボケイに、中ジューズ(より厳密には「13の郷」)を秩序ある状態に保つための権力を「授けた」のであった⁽³¹⁾。ロシア内部でのこのような政策立案過程に鑑みると、本章が扱う時期・地域においてロシアが分断統治政策をとる必要性が本当にあったのかということに関しては改めて問い直すべきだろう。以下本節では、かつて実際に分断統治政策が採用されていた1730-80年代初頭までのカザフ草原の状況と19世紀初頭のそれとの違いを概観し、文字通りの分断統治が19世紀初頭の段階でとるべき政策にはなり得なかったことを確認する。

分断統治が採用された1730年代は、ロシアは未だカザフ草原に関する直接的な利害を持たず、治安を維持するだけの十分な軍事力も持ち合わせていなかった時代である⁽³²⁾。この

(31) 1817年10月、ネッセリローデからボケイ宛ての書簡[Букейханов 1901: 6]。

(32) 特に、バシキーリヤにおける騒擾の鎮静化に忙殺されていたことが、カザフ草原方面に軍事力を割くことができなかった主要な要因の一つと考えられる。18世紀前半のロシアの対バシキール政策に関しては豊川[2016: 220-225]を参照。

ため、カザフとバシキールの対立を煽り、状況に応じて一方を他方にけしかけるという手法をとることで、現地におけるロシアの地位を固めていく必要があった。オレンブルグ国境委員長官ヴァシーリー・ティムコフスキー(在任1820-22年)は、かつてロシアがこのような政策をとった最大の理由は、要塞線の軍事力が脆弱であったためであるとしている⁽³³⁾。そして、このような状況は19世紀初頭の段階では一変していた。ナポレオン戦争を勝ち抜いたロシアは自らをヨーロッパの軍事大国とみなしており、かつては強敵であったアジアの遊牧民は恐るるに足らない存在となっていた。「現在のヨーロッパ諸強国の状態をもってすれば、バトゥヤティムールの時代[の再来]におびえるなどあり得ないことである」とする考えが、当時のロシア人行政官の共通認識となっていた⁽³⁴⁾。

これに加えて、19世紀初頭、カザフ草原をめぐるロシアの最大の関心事は交易の振興であった点も見逃せない[Васильев 2014: 185]。ロシアの草原統治の原則は清朝や中央アジア方面における交易の振興であり、これに支障をきたすか否かという点が、あらゆる政策の基準となっていた。そこで障害となっていたのが、カザフによる略奪であった。カザフによるキャラヴァン隊の略奪は、その一回のみの被害にとどまらず、「その他のキルギスのスルタン、部族長たちに、隊商に対するより激しい略奪を働く動機を与えることにつながる」と考えられていた⁽³⁵⁾。一つの略奪の成功例がまた別の略奪を促し、それが連鎖することによって草原の混乱が永続すると想定されていた。

以上のような自身の軍事力に対するロシアの自信と、カザフの略奪に対する警戒感に鑑みると、複数の勢力を相互に対立させる分断統治をロシアが本当に効果的な政策と考えていたかは疑わしい。対立を煽ることで起こり得る略奪の連鎖が、草原をより一層の混乱状況に陥れ、キャラヴァン交易に少なからぬ損失を与え得るからである。では、ロシアはいかなる点にハンを二人たてることの利点を見出したのであろうか。次節では、ハン並立体制の導入に関する中央政府の見解を中心に考察することでこの問題を考察し、中ジューズにおけるハン並立体制の意義に関する新たな知見を提示したい。

3. ロシアにとってのハン並立体制の意味

本章では、前節末尾で掲げた、ロシアがいかなる点にハンを二人たてることの有用性を見出していたのかという問いに、二つの視点から答えたい。すなわち、ロシアがハン並立体制

⁽³³⁾ 1820年「国境委員会の現状とキルギスの小オルダの状況について」[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 44а Л. 267-267^{об}].

⁽³⁴⁾ 1820年頃作成、「小キルギス・カイサク・オルダのハンについて」と題する覚書[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 44а Л. 123].

⁽³⁵⁾ 1803年1月17日、シベリア要塞線査察官ニコライ・ラヴロフから皇帝アレクサンドル一世宛ての報告書[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 3 Л. 7^{об}].

を構築するに際して、すでに確立していた「一つのジュズに一人のハン」という原則を、(1)なぜ放棄してもよいと考えられたのかということ(第1節)、および(2)なぜ放棄する必要があると考えられたのかということ(第2節)、以上二点である。

3-1. 前例踏襲という考え方：小ジュズのハン並立体制

中ジュズのハン並立体制の成立には、先例踏襲という原理が少なからず作用していた。このことは、外務参議会議長ヴェイデメイエルが1815年5月24日に、当時アレクサンドル1世の外務報告官を務めていたネッセリローデに宛てた書簡から読み取ることが可能である。彼は「この案件をあらゆる点で過去の先例と考え合わせた結果、先の1812年に小キルギス・カイサク・オルダを二つに分け、[キルギスが]自らの手でもう一人別のハンを選出することが許可されたように、本案件において中オルダにも同様のことをしても良いかもしれません」と述べ[РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 17^{об}]、ワリーとボケイのハン並立体制が、帝国のこれまでの対ハン政策の方向性から逸脱するものではないことを主張している。

では、1812年の小ジュズにおけるハン並立体制はどのような経緯で成立したのであろうか。中ジュズにおけるハン並立体制の意義や特徴を解明する上で小ジュズのそれに目配りをおくことには少なくない意味があると考えられる。以下では、この点について簡単に確認しておきたい。

小ジュズにおけるハン並立体制は、1790年に死去したハン、ヌラルの息子であるボケイと、1797-1804年にかけて小ジュズのハンとしてロシアからの承認を得ていたアイシュワクの息子であるシェルガズの二人を「小オルダのハン」として認めるかたちで1812年に成立した。彼らがハンに選出される契機となったのは、1809年に当時のハン、ジャントレ(在位1805-09年)が、敵対していたスルタン、カラタイによって殺害されたことだった。ロシアは新たなハンの選出をカザフに求めたが、この時ヴォルガ・ウラル間に遊牧地を構えるボケイの勢力と、シル・ダリヤ方面を拠点にしていたシェルガズの勢力はジャントレの殺害をめぐって対立し、ハン選出に関して両者の意見が一致することはなかった⁽³⁶⁾。この結果、新たに一名のハンを据えるというロシアの思惑は叶わず、両陣営から一人ずつのハン、すなわちボケイとシェルガズがカザフの手によって選出された。当時のオレンブルグ県軍務知事グリゴーリー・ヴォルコンスキーは、ボケイとシェルガズの二人をハンとして承認することを中央政府に提案した。最終的にこの提案は受け入れられ、小ジュズにハン並立体制が成立した⁽³⁷⁾。

⁽³⁶⁾ 1811年10月17日、オレンブルグ県軍務ヴォルコンスキーから皇帝アレクサンドル一世宛ての報告書[МИПСК 1964: 47-48]。

⁽³⁷⁾ 1812年3月29日、国家評議会意見書[МИПСК 1964: 51]、および1812年5月1日、小ジュズのカザフに対するアレクサンドル1世の勅令[ИБХ 2002: 171-172]。

先行研究でしばしば指摘されるように、このハン並立体制の成立はロシアのイニシアチヴによるものではなかった〔Зиманов 2009(1960): 99–100; Ерофеева 2002: 7–8; Васильев 2014: 193〕⁽³⁸⁾。だが、現地の政策担当者であるヴォルコンスキーは小ジュズに二人のハンを置くことにロシアの利益を見出し、その必要性を中央政府に説いた。彼によると、ハンを二人置くことが、カザフのロシアに対する「尊大な企み」、すなわち略奪を防ぐことにつながると期待された⁽³⁹⁾。加えて、ボケイおよびシェルガズそれぞれのハンとしての適格性についても言及した。中でも特筆すべきは、両者とも自らが拠点としている地域のカザフを統御する能力を有しており、それぞれの地域を通過するキャラヴァン隊の護送を首尾よくこなし得ると考えられた点である〔КРО 1964: 49〕。特にシェルガズに関しては、ヒヴァやブハラへ通じるキャラヴァン・ルート一帯に彼が及ぼしている影響力が、ヴォルコンスキーが彼をハンに後押しする一つの要因となった。いわく、

彼〔＝シェルガズ〕をハンに選出したキルギスの指導者たちはステップの諸部族 (otdeleniia) の中で最も影響力のある長たちでありまして、彼らはシル・ダリヤ川周辺および広大なステップに遊牧地を構えております。キャラヴァン隊が保全されるか略奪を受けるかはステップの広さに拠っているのですが、それらの長たちはヒヴァやブハラへ向かうキャラヴァン隊の護送を引き受けており、あらゆる点でスルタン、シルガズ・アイチュヴァコフ〔＝シェルガズ〕の指示に従うのです〔КРО 1964: 49〕。

こうした発言からうかがえるのは、ヴォルコンスキーが、キャラヴァン隊の安全保障と、シェルガズをロシア側に引きつけておくことの重要性を結びつけて考えているということである。19世紀初頭のロシアはシル・ダリヤ方面への影響力をほとんど発揮していなかった⁽⁴⁰⁾。ロシアにとっては、シェルガズのハン位を承認することが、小ジュズ南部にまで自らの影響力を浸透させるための足掛かりを作ることを意味していたのだろう。そのため、当該地域を監督し得るハンを承認するべきという考えに至ったのである。

この結果、ボケイは「外ウラル・ステップかつ下ウラル要塞線付近、そしてアストラハン・ス

⁽³⁸⁾ 特にハン位の承認を求めたのはシェルガズ陣営であった。彼らには、シェルガズをハンとして承認させることでロシアの後ろ盾を得て、ジャントレ殺害にかかわった人々に復讐する狙いがあったようである。1809年11月、アイシュワク家から皇帝アレクサンドル一世宛での請願書(ロシア語訳を使用)〔МИК 1940: 245〕。

⁽³⁹⁾ 1811年10月17日、オレンブルグ県軍務知事ヴォルコンスキーから皇帝アレクサンドル一世宛での報告書〔КРО 1964: 48〕。

⁽⁴⁰⁾ 近年では、19世紀初頭のロシアは草原内のカザフに対してあまり大きな影響力を行使していなかったという見方が一般的になってきている〔Sultangalieva 2015: 69〕。

テップに遊牧地を構えるキルギス・カイサク⁽⁴¹⁾」のハンに、シェルガズは「上オレンブルグ要塞線⁽⁴²⁾からシル・ダリヤ川まで続き、ヒヴァおよびブハラまで広がる草原全体に遊牧地を構えるキルギス・カイサク」のハンとして承認された⁽⁴³⁾。ここからわかるように、両者は単に「小オルダのハン」として規定されたわけではなく、それぞれに地理的な管轄範囲が定められていた。

したがって、小ジュズのハン並立体制の成立には、①キャラヴァン隊の護送役の確保と、②ロシアの影響力がほとんど及んでいない地域への足掛かりの確保という二つの意味があったといえる。本節冒頭で引用した史料中では明示的に書かれていないが、先例踏襲というヴェイデマイエルの方針はこれらの点を踏まえた上で提言されたものだろう。ハンを二人たてることから生じる利益①と②を、小ジュズ同様、中ジュズでも得ることが可能だと考えられたのである。

3-2. ハン並立体制がもった統治技法としての新規性

次に、ロシアがハン並立体制を構築するに際して、なぜ「一つのジュズに一人のハン」という原則を放棄する必要があったのかという点について考察する。これは言い換えるならば、なぜ現行のハン、ワリーを廃位させ、ボケイ極体制にしなかったのかという問いでもある。ワリーのハン権力の低下を問題視していたのであれば、理屈の上では、彼を廃位させることはその問題を解決するための一つの手段として考えられる。しかし、ロシアはこの選択肢をとらなかった。

筆者が参照したワリーとボケイのハン並立体制に関する史料群から、この問いに対する解答を得ることは難しい。というのも、ボケイを二人目のハンとして承認するにあたって、ロシア側がワリー廃位の可能性に関して議論した形跡が全く確認できないからである（ボケイ側もワリーの廃位は求めている⁽⁴⁴⁾）。とはいえ、この問いに関しては、彼ら以外のハンの事例から比較的説得的な解答を得ることが可能である。

実は、18-19世紀のロシアが特定のハンを廃位させた事例は一つも無い。これは何よりも、カザフにとってハンの存在そのものが必要不可欠であるとする世界観をロシアが正しく認識していたことによる。例えば、18世紀後半に小ジュズ統治を担ったウファ・シムビルスク総督オシプ・イゲリストロームはハン位の廃止を目論んでいたが、カザフ側がハン位の廃止

⁽⁴¹⁾ 「外ウラル・ステップ」とは、ロシア内地からみたときの「ウラル川の向こう側のカザフ草原」という意味である。「下ウラル要塞線」とは、グリエフ要塞からズヴェリノゴロフスカヤ要塞まで伸びるオレンブルグ要塞線のうち、グリエフ要塞・イレク市間に相当する地帯である。「アストラハン・ステップ」は、1801年以降にボケイに割り当てられたヴォルガ・ウラル間の遊牧地を指す。

⁽⁴²⁾ 「上オレンブルグ要塞線」とは、ラッスイブナヤ要塞からズヴェリノゴロフスカヤ要塞までの地帯である。

⁽⁴³⁾ 1812年5月1日、小ジュズのカザフに対するアレクサンドル1世の勅令[ИБХ 2002: 171-172]。

⁽⁴⁴⁾ たしかにボケイはワリーによるキャラヴァン隊の略奪を非難しているが(脚注9参照)、彼がワリーの廃位を求めていた事実は史料上確認できない。

を望んでいないことを知り、この方針を一時的に改めた〔Левшин 1996 (1832): 267〕。その後、イゲリストロームは当時のハン、ヌラルをウファに幽閉し、数年間ハンを欠いた統治体制を構築するが、ヌラルの死後ハン制は復活した。ロシアは、ハンを欠いた草原統治が非現実的であることを理解していたのである。

加えて、ハン制の廃止までは狙っていないものの、特定のハンを廃位させ、別のハンに挿げ替えるという案が何度か出されたことがあるが、これも実現することはなかった。代表的な事例が、ヌラルに代えてカイク⁽⁴⁵⁾を小ジュズのハンに就けようとしたイゲリストロームの計画である。これは、皇帝エカチェリーナ2世の反対で実現しなかった。彼女は、カイクの一族がヌラル一門に敵意を示していたのと同様に、ヌラル側もカイク陣営に敵意を示していたから、カイクをハンに据えてもヌラルに従う人々がカイクの権威に服さないはずであり、草原の混乱状況が終息する可能性は低いと考え、ヌラルに代えてカイクをハンにする案を棄却した〔Мейер 1865: 17〕。つまり、片方に肩入れすることはもう片方の反発を招く恐れがあると考えられた。「一つのジュズに一人のハン」という原則が確立している以上、ロシアは一人のハンしか承認することはできなかった。このため、秩序の改変に伴って生じ得る混乱をより警戒し、従来の体制を温存する道を選択したのである。

以上の歴史的背景を踏まえると、ワリーとボケイのハン並立体制は、どちらか一方のハンとしか協力関係を締結できないというジレンマを解消したという点で、画期的な統治技法であった。すなわち、ハン並立体制とは、一人のハンを起点にそこから草原全体を帝国に包摂するという従来の基本方針を放棄し、草原社会において相互に分裂している諸集団を個別に帝国へ結びつける手法であったと結論づけることができる。

こうした統治技法を可能にしたのは、ボケイの請願を受けてそうした分裂状況に関する具体的な情報をロシアが得たことが何よりも大きかった。1816年12月31日付けのハン位を承認するボケイへの勅令では、

我々〔=ロシア政府〕は、ハン、ワリーを、現在彼が持っている全ての権限と共に、彼に従っている9の郷を従来通り統治させつつ、上述の13の郷のハンとして、バラク・ハンの息子である件のスルタン、ボケイを承認する〔РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 34⁰⁶〕

と記されており、ワリーとボケイの統括範囲が明確に分けられている⁽⁴⁶⁾。すでに指摘した通

⁽⁴⁵⁾ カイクは、シル・ダリヤ方面の一大勢力であったスルタン、バトゥルの息子であり、1746–56年にかけてヒヴァのハンであった人物である。自らの圧政に対する非難によりヒヴァを追われて以降、カイクは父のバトゥルのもとに身を寄せた。シル・ダリヤ方面に遊牧地を構えるアリムルのカザフに対して大きな影響力を行使した。〔Ерофеева 1997: 125–126〕。

⁽⁴⁶⁾ 同様の内容は、同日付け「キルギス・カイサクの中オルダのスルタン、スタルシナそして民衆への勅令」でも宣言され、ボケイをハンに推戴した属民にも周知された〔РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 46 Л. 36–37⁰⁶〕。

り、このように勢力範囲が分離している状況は、外相ルミャンツェフの指令を受けシベリア要塞線司令官グラゼナブが調査したことによって明らかになった事実である。一人のハンの影響圏が明らかになるということは、すなわちそのハンの影響力が及ばない空間が明らかになったことも意味している⁽⁴⁷⁾。ハン並立体制は、そうした空間で影響力を行使していた別のハンを帝国に結びつけ、ロシアの影響力を浸透させるために採用されたのである。

ここまでの議論によって、なぜワリーを廃位させなかったのかという前述の問いに対する解答が得られたと考えられる。すなわち、現行のハン、ワリーの草原における権力はたしかに失墜しつつあったが、同時に、彼が影響力を行使できる空間もたしかに存在していたことが、ワリーの廃位案がロシア側で議題に上らなかった大きな要因といえるだろう。ワリーの廃位は、彼が影響力を行使している「9の郷」への足掛かりを放棄することを意味していたから、草原における交易の振興を第一に考えていたロシアにとっては、厄介な存在ではあれ、ワリーを手放すことは控えられたのである。

おわりに

本稿では、ロシアが統治制度を欠いていた1820年代以前の中ジューズにおける、ハン並立体制の成立過程を考察した。以下では、本稿全体を通して得られる結論を提示する。第一に、ロシアをハン並立体制に踏み切らせる背景となっていた、18世紀後半から19世紀初頭までのロシア・ワリー関係を検討することによって、ロシアの対ワリー政策の特徴を明らかにした。要塞線地帯の住民やキャラヴァン隊に対する略奪といったワリーの行いは望ましくないものの、ロシアがワリーに求めたのは「ある程度の従属状態」であった。そして、このような距離感を保つためにとられた施策の一つがハン並立体制であった。興味深いのは、すでにワリーとの関係が良好ではなかった18世紀後半にあつて、複数のハンが並び立っていたにもかかわらず [Абиль 2010 (2000): 273]、彼らを二人目のハンとして利用する動きが一切看取できなかった点である。換言すると、なぜかような統治技法がとられたのが19世紀初頭という時代だったのだろうか。これは、ワリーに求めたのが「ある程度の従属状態」であったことから推察できるように、当時のロシアが中ジューズ社会の末端にまで自らの影響力を浸透させることを狙っていなかったことが原因であると考えられるが、より詳細な検討は今後の課題としたい。

本稿が明らかにした第二の点は、ボケイのハン位承認を正当化するロシア側の論理である。まず、彼が属民から受けている「尊敬」(言い換えると、属民に対してボケイが行使していた

⁽⁴⁷⁾ ロシアは18世紀末の段階でワリーの権威に服さない勢力の存在自体は認識していたが [Касымбаев 2010b (2000): 297–298]、それらに対カザフ政策に活用する計画はなかったように見受けられる。

権力)、そしてロシアに対する「忠誠心」によって、ボケイのハンとしての適格性が保証された。小ジュズにおいてすでにハン並立体制が成立していたという先例も、ボケイを二人目のハンに据えることを大きく手助けした。以上に加えて、ボケイの適格性をめぐる議論がワリーのそれとの関連でなされたことも重要である。ワリーの「忠誠心」については特に問題とされることはなかったが、彼がもはや属民からあまり「尊敬」を受けなくなっているという状況は、ロシアがボケイをハンに擁立するための根拠となった。

本稿で特に強調したいのは、ハン並立体制の成立にあたり、ボケイとワリーが中ジュズ全体を統べるハンとしては位置づけられなかった点である。ワリーとボケイには、自らを選出した郷や遊牧集団に対してのみハンを名乗る権利が与えられ、それぞれの権力の及ぶ範囲は限定化された⁽⁴⁸⁾。この点は本稿が明らかにした、中ジュズにおけるハン並立体制そのものの特徴である。このようなハンの統括範囲の明確化は、1812年に小ジュズにおいてボケイとシェルガズの管轄範囲が法律で規定されたことと類似している。この意味で、本稿で扱った諸問題は、19世紀初頭におけるロシアのカザフ草原統治全般を考察する一つの糸口となる可能性を秘めている。本稿では小ジュズにおけるハン並立体制の成立過程を掘り下げて検討することはできなかった。より詳細な比較作業は別稿に譲りたい⁽⁴⁹⁾。

本稿で検討した統治技法としてのハン並立体制は、ロシアの対カザフ政策の中でどのように位置づけることができるだろうか。19世紀初頭のロシアは、中ジュズにおける平穏を希求しつつも、草原社会に対する過度な介入を控えていた。現実の統治においてロシアが望んでいたのは、自らが承認したハンを通じた、草原社会との緩やかな結合であった。本稿で検討したハン並立体制という統治技法がもった新規性は、帝国と草原社会との緩やかな結合のための紐帯となる部分を増加させた点に求められる。本稿の考察から、このような統治技法は、従来ワリーのもととまっていた中ジュズを分割し、相互の対立を煽るという分断統治の原則に基づいたものではないことがわかった。二人のハンを承認し、それぞれの権力が及ぶ郷の範囲を明確化したのは、ボケイを二人目のハンにすることによって、すでにワリーの

⁽⁴⁸⁾ ただし、ハン並立体制の成立に際してワリーを9の郷のハンとして承認するという通知がワリー自身に送られたかどうかは史料から確認することはできなかった。加えて、ボケイが二人目のハンとして承認を受けたことに対するワリーの反応も史料から読み取ることはできない。これらを踏まえると、ボケイのハン位承認がワリーに周知されなかった事実を想定できる。逆に、通知されていた場合、ロシアが、ワリーの権力が及ぶ範囲を中ジュズ全体から「9つの郷」まで限定化し、彼の権威を否定しようと試みていたとみなし得る。現存する史料から判断すると、その蓋然性は高くはないと思われるが、詳細の検討については今後の課題としたい。

⁽⁴⁹⁾ 特に、ロシアがハンたちの勢力範囲を明確化する時に、小ジュズのハン並立体制の場合は地理的な範囲を基準にし、一方の中ジュズの場合は遊牧単位を基準としたという事実は重要な差異であると思われる。オレンブルグとシベリアそれぞれの現地当局が、どのようにカザフを把握し、管理しようとしていたのか、そしてそれらがいかにして両現地当局の政策の差異や共通点を生み出したのかという問題は、今後検討されるべき重要な論点であろう。

権力が及ばなくなっていた空間をロシア側に引き込むことを目的としていた。ロシアは、ハン並立体制の準備の過程で両者の影響力が及ぶ範囲が明確に分離していることを知り、既存のハン権力が及ぶ空間から漏れ出ている集団を新しく帝国へ接続させるために、ハン並立体制という統治技法を採用したのである。

最後に、同体制の成立がその後のロシアの対カザフ政策に及ぼした影響について触れておきたい。1820年頃に作成された前述の史料「小キルギス・カイサク・オルダのハンについて」では、承認するハンの数を増やすという施策が効果的な統治技法として機能しなかったことが指摘されている⁽⁵⁰⁾。そして、「[[ハン並立体制とは]異なる、より適切で断固とした政策をとらなければならない」と結論づけられている [РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 44а Л. 111⁰⁶; Васильев 2014: 198]。ここではその具体的な政策について言及されていないが、その後の歴史を踏まえると、対ハン政策の中で最終的にロシアが選択したのはハン位の廃止であった⁽⁵¹⁾。ただ、19世紀初頭のロシアが草原社会におけるハンの必要性を十分に認識していたことから推察されるように、ハン位の廃止は安易に選択し得る施策ではなかったと思われる。ハン並立体制成立後からハン位に廃止に至るまでのロシア・カザフ関係の展開については稿を改めて論じたい。

付記：本稿は日本学術振興会海外特別研究員としての研究成果の一部である。また、平成29年度三島海雲記念財団学術研究奨励金(個人)の助成を受けた。

参考文献

(1) 未公刊史料 (略号：文書館名称 分類番号の順番)

РГИА: Российский государственный исторический архив. Фонд. 1264: Первый Сибирский комитет.

——— Фонд. 1291: Земский отдел МВД.

ГАОО: Государственный архив Оренбургской области. Фонд. 3: Оренбургская губернская канцелярия.

⁽⁵⁰⁾ なお、覚書のタイトルは「小キルギス・カイサク・オルダ[=小ジュズ]のハンについて」となっているが、ここでは中ジュズにおけるハン並立体制も視野に入れた指摘となっている。

⁽⁵¹⁾ 中ジュズに限定すると、1819年8月頃にシベリア当局内で作成された史料からは、遅くともこの頃には現地当局の中でハン位を廃止する方針が確定していたことがうかがえる [КРО 1964: 182]。

(2) 公刊史料 (略号: 書誌情報の順番)

- АГС. 1869. *Архив государственного совета: совет в царствование императрицы Екатерины II*. Т. 1. Ч. 1. СПб.
- Букейханов, А. 1901. Из переписки хана Средней Киргизской орды Букея и его потомков // *Памятная книжка Семипалатинской области на 1901 год*. Вып. 5. Семипалатинск. С. 1–17.
- ВПр-6. 1962. *Внешняя политика России XIX и начала XX века: документы российского министерства иностранных дел*. Серия первая. Т. 6. М.: Издательство политической литературы.
- Бурнашев и Поспелов 1800. Ход унтер-шихмейстеров Бурнашева и Поспелова. Дневные записки с нужными примечаниями по пути, ведущую через Киргизскую степь к городу Ташкенту, учиненные 1800 года // *История Казахстана в документах и материалах: Альманах*. Вып. 3. Караганда: ПК “Экожан”, 2013. С. 150–169.
- Гавердовский, Я. П. 1803. Обзорение Киргиз-кайсакской степи (часть 2-я), или описание страны и народа Киргиз-кайсакского // *История Казахстана в русских источниках XVI–XX веков*. Т. 5. Алматы: Дайк-Пресс, 2007. С. 285–495.
- ИБХ 2002. *История Букеевского ханства. 1801–1852 гг.: сборник документов и материалов* / Под ред. Б. Т. Жанаева и др. Алматы: Дайк-Пресс.
- ИКРИ-6 2007. *История Казахстана в русских источниках XVI–XX веков*. Т. 6. Алматы: Дайк-Пресс.
- КРО 1964. *Казахско-русские отношения в XVIII–XIX (1771–1867 годы): сборник документов и материалов*. Алма-Ата: Наука.
- МИК 1940. *Материалы по истории Казахской ССР (1785–1828 гг.)*. Т. 4. М.: АН СССР.
- МИПСК 1960. *Материалы по истории политического строя Казахстана: со времени присоединения Казахстана к России до Великой Октябрьской социалистической революции*. Алма-Ата: АН КазССР.
- Назаров, Ф. 1891. *Записки о некоторых народах и землях средней части Азии*. СПб.: Императорская Академия наук.
- Телятников, Д. и Безносиков, А. 1796–97. Материалы поездки казачьего атамана подпоручика Дмитрия Телятникова и сержанта Алексея Безносикова с Иртышской линии в Ташкенское владение к правителю Юнус-ходже (30 мая 1796 г.–23 июля 1797 г.) // *История Казахстана в русских источниках XVI–XX веков*. Т. 6. Алматы: Дайк-Пресс, 2007. С. 153–178.
- ЭНКПЕ-2. 2014. *Эпистолярное наследие казахской правящей элиты 1675–1821 годов: сборник исторических документов в двух томах*. Т. 2 / Под ред. И. В. Ерофеевой. Алматы.

(3) 研究文献 (()付の年は初版年を表わす)

(露語)

- Абиль, Е. 2010 (2000). Политическая ситуация на территории Среднего жуза в период правления преемников Абылай-хана // *История Казахстана с древнейших времен до наших дней*. Т. 3. / Под ред. М. К. Козыбаева и др. Алматы: Атамұра. С. 272–277.
- Васильев, Д. В. 2014. *Россия и Казахская степь: административная политика и статус окраины. XVIII–первая половина XIX века*. М. РОССПЭН.
- . 2015. Ханская власть в Казахской степи в контексте региональной политики Российской империи // *Вестник Ленинградского государственного университета им. А.С. Пушкина*. № 3 (4). С. 7–14.
- Вяткин, М. 1941. *Очерки по истории Казахской ССР с древнейших времен по 1870 г.* М.: Огиз. Госполитиздат.
- Гуревич, Б. П. 1979. *Международные отношения в Центральной Азии в XVII–первой половине XIX в.* М.: Наука.
- Ерофеева, И. В. 1997. Казахские ханы и ханские династии в XVIII–середине XIX вв. // *Культура и история Центральной Азии и Казахстана: проблемы и перспективы исследования*. Алматы. С. 46–144.
- . 2001. Казахское ханство и власть в традиционном обществе казахов // *История Казахстана: народы и культуры* / Под ред. Н. Э. Масанова. Алматы: Дайк-Пресс. С. 113–190.
- . 2002. Внутренняя, или Букеевская, Орда в первой половине XIX в.: история и историография // *История Букеевского ханства. 1801–1852 гг.: сборник документов и материалов* / Под ред. Б. Т. Жанаева и др. Алматы: Дайк-Пресс. С. 3–23.
- . 2007. *Хан Абулхаир: полководец, правитель, политик*. Изд. 3-е. Алматы: Дайк-Пресс.
- Зиманов, С. 2009 (1960). *Политический строй Казахстана первой половины XIX века и Букеевское ханство*. Алматы: Арыс.
- Касымбаев, Ж. К. 2010а (2000). Начало присоединения Казахстана к России (30–40-е XVIII в.) // *История Казахстана с древнейших времен до наших дней*. Т. 3. / Под ред. М. К. Козыбаева и др. Алматы: Атамұра. С. 150–178.
- . 2010б (2000). Отмена института ханской власти в Среднем жузе и Устав о сибирских казаках 1822 г. // *История Казахстана с древнейших времен до наших дней*. Т. 3. / Под ред. М. К. Козыбаева и др. Алматы: Атамұра. С. 297–304.
- Левшин, А. 1996 (1832). *Описание киргиз-казачьих, или киргиз-кайсацких Орд и степей*. Алматы: Санат.
- Мейер, Л. 1865. Киргизская степь Оренбургского ведомства // *Материалы для географии и статистики России, собранные офицерами Генерального штаба*. СПб: Гл. упр. Генпр. штаба.

Халфин, Н. А. 1974. *Россия и ханства Средней Азии (первая половина XIX века)*. М.: Наука.

Хафизова, К. 2015. Международные связи Вали хана // Мысль. № 7. (URL: <http://mysl.kazgazeta.kz/?p=6255> 閲覧日：2016年4月22日。)

(英語)

Noda, Jin. 2010. “An Essay on the Title of Kazakh Sultans in the Qing Archival Documents.” In *A Collection of Documents from the Kazakh Sultans to the Qing Dynasty*, edited by Noda Jin and Onuma Takahiro, Tokyo: TIAS, pp.126–151.

———. 2016. *The Kazakh Khanates between the Russian and Qing Empires: Central Eurasian International Relations during the Eighteenth and Nineteenth Centuries*, Leiden, Boston: Brill.

Sultangalieva, Gulmira S. 2015. *New Approaches to the Study of History of Kazakhstan in 19th Century*, Almaty: Qazaq university.

(邦語)

秋山徹 2016『遊牧英雄とロシア帝国——あるクルグズ首領の軌跡』東京大学出版会。

宇山智彦 1999「カザフ民族史再考：歴史記述の問題によせて」『地域研究論集』2(1)、85–116頁。

豊川浩一 2006『ロシア帝国民族統合史の研究——植民政策とバシキール人』北海道大学出版会。

———. 2016『18世紀ロシアの「探検」と変容する空間認識——キリーロフのオレンブルク遠征とヤーロフ事件』山川出版社。

中村朋美 2012「19世紀前半コーカンド・ハーン国の遣露使節とロシア帝国の中央アジア政策」『アジア史学論集』5、1–18頁。

長沼秀幸 2015「19世紀前半カザフ草原におけるロシア帝国統治体制の形成——現地権力機関と仲介者のかかわりを中心に」『スラヴ研究』62、197–218頁。

野田仁 2011『露清帝国とカザフ＝ハン国』東京大学出版会。

松里公孝 1998「19世紀から20世紀初頭にかけての右岸ウクライナにおけるポーランド・ファクター」『スラヴ研究』45、101–138頁。

(日本学術振興会海外特別研究員)